

文化遺産国際協力拠点交流事業実施委託業務仕様書

1. 趣旨

経済社会開発との調和のとれた文化遺産の保護・活用等、我が国が有する知識、技術、経験等を活かし、世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上をはかるため、我が国の専門家等を海外の文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等の拠点（以下「拠点」という。）に派遣し、文化遺産の保存修復事業等を通じて、現地の専門家や若手研究者等の人材養成を行う。

2. 事業概要

日本国内の研究・教育機関が外国の機関と協力して文化遺産分野の人材養成事業を実施する。

3. 事業内容

対象国・地域の拠点となる機関との間で調査研究、専門家等の派遣、保存修復支援、ワークショップ等の開催等を通じ、有形又は無形の文化遺産分野における技術移転・人材養成を行う。

- ・流行病や紛争等の発生状況等を踏まえ、必要に応じて派遣や招聘等できない場合の代替案（例：オンライン研修等）を併せて計画すること。
- ・前年度に文化遺産国際協力拠点交流事業を受託している事業については、前年度までの活動実績及び成果を踏まえ、発展的な取組が行われるものであること。
- ・複数の事業の同時申請も可とする。

4. 委託内容

- (1) 文化遺産国際協力拠点交流事業の立案・実施・運営に関すること。
- (2) 文化遺産国際協力拠点交流事業の分析・報告・提案に関すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に係る詳細な報告書等の作成・提出に関すること。

5. 事業報告等

- ①文化庁に適宜報告するとともに、契約期間満了日までに委託業務成果報告書（以下「成果報告書」という。）を提出すること。
- ②成果報告書には、相手国の協力機関からの当該事業に対する所感等を付すこと。併せて、当該事業に関して相手国において報道等がなされている場合には、記事の写し等を添付し、現地語の場合は可能であれば簡単な和訳を添付すること。
- ③事業の成果については、文化遺産国際協力コンソーシアムの会議等において発表するとともに、同コンソーシアム及び受託者のホームページ等を通じて国内外に広く発信すること。
- ④本事業に参加した現地の専門家や研修生等を対象とした満足度のアンケートを実施すること（複数のワークショップ等を開催する場合はワークショ

ップごとに実施）。

- ⑤成果報告書は本仕様書及び「文化遺産国際協力拠点交流事業委託要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従って作成すること。

6. 著作権、成果物等の取扱い

- (1) 本事業の実施にあたり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

7. 成果物

成果報告書・・・紙媒体5部、電磁的記録（電子データ）一式

※文化庁ウェブサイト等にて原則公開するため、著作権等の処理には十分留意すること。

※原則日本語で作成することとし、英語で作成する場合には、概要版を日本語で作成すること。

※理解しやすい写真、図表等を盛り込むこと。

8. 成果物の納入期限・場所

- (1) 納入期限 令和9年3月31日
- (2) 納入場所 〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室
文化財国際協力係

9. その他

- (1) 受託事業の運営・進捗・成果（提出した報告書の内容を含む）等について即時説明のできる体制を整えること。
- (2) 当事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定すること。
- (3) 契約事務は、会計法等、国の予算執行にかかる諸法令に基づき、文化庁が行う。
- (4) 仕様書に定めの無い事項がある場合、又は疑義が生じた場合には、「文化遺産国際協力拠点交流事業委託要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従うこと。

以上